

居宅介護支援事業所 重要事項説明書

1. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業者	株式会社 メディステップ
事業所名	あかね
所在地	東京都世田谷区三軒茶屋2-11-20サンターズD棟8F
介護保険指定番号	1371217447
サービス提供地域	世田谷総合支所管内

(2) 事業所の職員体制および営業時間

	常勤	非常勤	事業内容	合計
管理者	1名		事業責任者	1名
介護支援専門員	2名以上	1名以上	ケアプラン作成等	2名以上

(3) 営業時間

営業時間	午前9:00～午後6:00
休業日	土・日・祝・年末年始（12月29日～1月3日）は休業日

2. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

(1) ケアプラン作成ご相談・ご依頼

(2) ご自宅訪問

ご利用者の状況を把握し、またサービスの内容をご説明させていただくために介護支援専門員がご自宅にお伺いして、サービスについて十分にご説明いたします。ご要望等をお申し付けください。

(3) 重要事項のご説明とご契約

介護支援サービスに関する重要事項をお聞きいただいたあとで、当社にお申し付けいただける場合は、ご契約書に署名をしていただきます。

(4) ケアプランの作成・ご提案

(5) ケアプランの実施

お気づきの点がありましたらいつでもお気軽にお申し付けください。ケアプランの内容、サービス内容について再度確認させていただきます。

(6) モニタリングおよびオンラインモニタリング

少なくとも1月に1回ご利用者と面談を行い、ご利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認いたします。オンラインモニタリングは、ご利用者の状態が安定していることを前提に、主治医とサービス事業者等の合意が得られた場合に実施いたします。移動が不要なため、日程調整が容易なこと、訪問者を自宅に入れないため心理的負担が少ないと、感染症が流行している状況でも非接触で面談が行えるメリットがあります。画面越しでは確認が難しい点は、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。この場合でも、2月に1回は居宅を訪問し面談を行います。

(6) サービスの終了

1. ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

文章等で通知していただくことによりこの契約を解約することができます。

2. 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等のやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書でご通知するとともに地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

また、利用者またはそのご家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）・精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）・セクシャルハラスメント（意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的ないがらせ行為）を行い、その状態が改善されない場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除させていただく場合がございます。

(7)自動終了

以下の場合は双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- A) ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- B) 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合
- C) ご利用者がお亡くなりになった場合

3. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)	要介護 1・2 12,380円	要介護 3・4・5 16,085円
-------------	-----------------	-------------------

(加算)		<ul style="list-style-type: none"> ・常勤の主任介護支援専門員が1名以上配置されていること。 ・常勤の介護支援専門員が3名（2名の場合はIII）以上配置されていること。 ・利用者に関する情報又はサービス提供に当たり、留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。 ・24時間連絡体制が確保されていること。 ・介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。 ・地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合に支援が困難な事例に居宅介護支援を提供していること。 ・ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。 ・居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。 ・介護支援専門員実務研修における実習等に協力または協力体制を確保していること。 ・他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会、研究会等の実施 ・一人当たりの受け持ち件数が45名未満であること。 ・必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス（介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。
特定事業所加算II 特定事業所加算III	4,799円 3,682円	
初回加算	3,420円	新規に居宅サービス計画を作成する場合、要介護状態が二区分以上変更の場合に居宅サービス計画を作成する場合
緊急時等居宅 カンファレンス加算	2,280円	病院の求めにより病院の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて利用者に必要な居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に算定する。 1ヶ月に2回を限度として加算する。
入院時情報連携加算(I) 入院時情報連携加算(II)	2,850円 2,280円	利用者が入院するに当たって医療機関へ必要な情報を提供した場合 入院してから 当日の場合(I)、3日以内の場合(II) ※入院前の情報提供を含む、また営業日以外、営業終了後の場合はその翌日含む
通院時情報連携加算	570円	診察の場に同席し、利用者の心身の状況や生活環境など必要な情報を医師または歯科医師（以下医師等）へ伝え、医師等から受けた情報を記録した場合
ターミナルケア マネジメント加算	4,560円	在宅で死亡した利用者（在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）が対象。 24時間連絡がとれる体制を確保し、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備 利用者又は、その家族の同意を得た上で死亡日及び死亡日14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治医の医師等の助言を得つつ利用者の状態やサービス変更の必要性の把握、利用者への支援を実施 訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者への提供
退院・退所加算 カンファレンス無 連携1回 5,130円／2回 6,840円 カンファレンス有 連携1回 6,840円／2回 8,550円 3回 10,260円		退院・退所に当たって当該病院・施設の職員から利用者に関する必要な情報の提供を一回受けた上で、居宅サービス計画を作成し、サービス調整を行った場合 カンファレンスに参加した場合は、日時・開催場所・出席者・内容の要点等について、利用者又は家族に提供した文書の写しを交付

(2) 交通費

前記1の（1）のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、いつさい料金はかかりません。

4. 情報開示

ご利用者からの要求によりサービス提供記録を開示いたします。
この場合、コピーにつきましては1枚につき10円を申し受けます。

5. 居宅介護支援サービスの特徴

(1) 運営方針

1. ご利用者及び介護者の立場に立ったサービス提供をいたします。
2. 医療機関等と連携して、ご利用者の心身の健康維持のため最善を尽くします。
3. ご利用者の自尊心、自立心、希望を尊重します。
4. ご利用者の居宅サービス計画を作成するにあたり、複数の居宅サービス事業者についてご案内します。
ご利用者から複数事業者の紹介を求める事もできます。また、ケアプランの原案に位置付けた居宅サービス事業所の選定理由の説明を求める事もできます。
5. ご利用者の快適な居住環境の整備に力を注ぎ、地域社会とのつながりの維持を大切に致します。

6. サービス提供における事故発生時の対応

- (1) サービス提供により事故が発生した場合には、速やかにお客様のお住まいの市区町村・ご利用者のご家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2) ご利用者に対して当事業所のサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償いたします。

7. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

あかね 担当：高濱 健一

電話：03-5433-1449

時間：午前9:00～午後6:00迄

※ 土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）はお休みさせていただきます。

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

- 世田谷総合支所保健福祉課 03-5432-2850
- 東京都国民健康保険団体連合会相談指導課 03-6238-0177

8. 虐待防止に関する事項

- (1)事業者は、人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために虐待防止委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、研修を実施します。
- (2)サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

9. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所内の衛生管理、感染症の予防に努めます。感染症の発生、その再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、研修を実施します。

10. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を年2回以上実施します

11. 当法人の概要

名称・法人種別 株式会社 メディステップ
代表者役職・氏名 代表取締役 中村 達也
本社所在地 東京都渋谷区東1-4-1 尚豊ビル306
TEL 050-5369-6541

事業内容 介護保険事業：訪問看護、居宅介護支援、介護予防支援および認定調査業務の受託

居宅介護支援の提供開始にあたり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項について説明を行いました。

事業者

所在地 東京都世田谷区三軒茶屋2-11-20 サンターブルD棟8F
名称 あかね
説明者 介護支援専門員

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項説明書の交付を受け、重要事項について説明を受け、同意しました。

契約締結日 令和 年 月 日

ご利用者

住所 _____

氏名 _____

上記代理人

住所 _____

氏名 _____

本人との関係 (_____)